



新勤評反対訴訟団ニュース 第21号

08年 5月14日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目3-3
星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

第9回法廷報告

第4次提訴で原告は105人に拡大 論争を続ける元気がなくなった府

第10準備書面でさらに追及

新勤評反対訴訟の第9回法廷は、いつもとは少し違った雰囲気になりました。法定内に背広姿が異様に多かったのです。これは私たちが府とは別に、大阪市をはじめとして各市を被告として起こした裁判の被告弁護士たちと各市の担当者が初めて法廷に姿を現したためでした。おかげで被告席はぎゅうぎゅうの満席となり、傍聴席の3分の一も背広姿で埋まりました。今回の法廷でもたくさんの皆さんが傍聴に来てくださいました。緊張した雰囲気の中で傍聴席を満席に埋め、私たちを励ましてくださった支援者、教職者の皆さんに心から感謝します。

裁判では裁判長が異動のために代わりました。新しい裁判長は、市に対する裁判は共通性を持つから、できれば府に対する裁判と併合し一つの裁判としてやりたいと言い、府と各市町村がさまざまな答弁書を出しているが、次までに併合してできるか検討するように言いました。

今回の裁判で私たち原告側は第4次の提訴を行いました。今回提訴した11人を加えて原告は全部で105人、とうとう3桁の大原告団になりました。そして訴訟団は新しい原告の参加に大いに元気づけられました。

今回の裁判に原告側は第10準備書面を提出しました。その中で重要なのは「教員の給与は条例で決め、具体的なことは人事委員会が規則で決めるとされている中で、どんな法的根拠があって大阪府教委が自己申告票不提出者の昇給をゼロだと決められるのか」という求釈明を大阪府に対して行ったことです。この問題に対して府側は一貫して曖昧な答弁しかできず、何を根拠に行っているのか全く明らかでないからです。府側の弁護士は求釈明への返答を次回までに出すと言わざるを得ませんでした。

もう一つは前回の証人調べで府側の黒瀬証人が「旧勤評は実働していた。その下では校長が一方的に教員を評価していた。だから教員の意見を聞く今回の制度の方が民主的だ。原告らは非民主的な制度に戻れと主張するのか」と事実とまったく異なるでたらめな証言をしたことに対する反論です。私たちは旧勤務評定に関する文書開示を行い、旧勤評は校長が作成して教育委員会に提出した、従って校長はそれを使えない。勤務評定の手引きには、当面活用は「研修」「指導監督」に限り、

「任用」「昇給」などには使わないと明記されている。さらに教育委員会は個々の教員を直接「指導監督」や「研修」しないから、事実上何も使われず機能していないことが明らかである。機能せず、従って教員を支配しなかった旧勤評よりも、教職員を支配しようとする新勤評の方が非民主的なことは明らかであることを明らかにしました。

被告大阪府は第7準備書面を出してきました。私たちは前回の裁判でぼろぼろになった府側の主張を補強してくるかと期待していましたが、がっかりするほど中身のない書面でした。「不提出者を規則で昇給しないとした根拠は何か？」と聞かれて「規則に書いてあるから」というお粗末な返事しかできなかった府は、結局根拠について答えられないという訳です。準備書面の中身はこれまで府が言ってきたことの繰り返しで、何の新しい中身もなく、もはや論争できなくなったと言うことなのでしょう。裁判の終結、大詰めに向けて勝利への確信をますます強めさせる法廷となりました。

次回の法廷は6月30日(月)午後4時半から、さらに予備として次々回は9月19日(金)午後4時半からと決まりました。

第9回法廷後まとめ集会

第4次原告からのアピールに共感

さまざまな運動との連帯しつつ

職場で新勤評反対運動を強める方向を提案

裁判のまとめ集会は少し時間をおいて6時からエル大阪で開かれました。仕事の都合などで裁判には間に合わなかった原告、支援者も含めて80名以上が参加しました。

開会の挨拶に立った原告団副団長は3月30日の集会で全国の仲間と交流し、CEARTの調査団とも会い訴えた、裁判の中でも大阪府を攻めている。いろいろ困難はあっても前進しており、解決に向け力をあわせて頑張ろうとアピールしました。

冠木弁護士は、上の裁判報告で書いた問題に加えて、勤勉手当の不払い賃金要求を行ったことについて、大阪府が「賃金を決定するのは大阪府であって、原告が不払い賃金を決めることなどできない」と反論してきたことについて、システムで手当の成績率は自動的に決まっている。自己申告票不提出のものはふつうに働いているのに理由なく昨年は66/100に下げられているから、最低B(71/100)との差額を要求するのは当然である。裁判官がそれを認めない場合にはその額を損害賠償として行うことを求める。だいたい不提出者の給与や手当を教職員企画室が規則で決めることなどできない、と準備書面に書いたことを報告しました。

続いて、今回陳述書をだした高校教員の原告がアピールしました。橋下府知事は「管財人」として振る舞い、公務員に府民へのサービスをさせないようにしているので許せない。評価システムは職場の協働体制を破壊することにつながり、たとえ良心的にやってもだめだと言うことを自分の経験から書いた。私たちは不提出で闘っているが、提出している多くの人と一緒に闘えるやり方を編み出そうと話しました。

質疑では「総合評価のないものの中で、自分の意志によらないものはB(良好)、自分で出さないものはD、というのは確かに何の法的根拠もないし、思想差別に他ならない」(2次原告)という意見が出されました。また、参加した門真の教員は、卒業式の君が代問題に関連し、自分も自己申告票を出さないで頑張ってきたが、今回のことでいろいろな人と手をつなぐことの大切さを身にしみてわかった。手をつないで頑張りましょう」と話しました。第4次原告になった教員は「システムには意欲と活性化のためと書いてあるが、ふざけている。現場の困難に対して、府教委は全部の責任を個々の教職員に押しつけている。教職員が頑張らないから諸問題が起きているというイメージを一般に与え続けているだけだ。これほど教育のこと考えたことのない人が作ったシステムはないと思う。評価は現場の実情に真剣に取り組んで決めていない、是非一緒に力を合わせましょう」と訴えました。



まとめで事務局長は「私たちは裁判で闘っているが、その中身は全教職員が共有して職場で問題にしていけるはずだ。裁判で明らかにしたことを現場に返す形で広げながらシステム反対の世論を強めていこう」と話しました。

以下の文章は第9回の法廷に、陳述書を提出した中学校教員の方からのメッセージの一部です。

本日は校務都合でどうしてもそちらに行けず、誠に申しわけありません。私は2003年度末、試行実施の評価育成システムで、大阪府下で当時15~20人しかつけられなかった「D」評価を下されました。その当時の思いを振り返ったのが、今回提出した陳述書です。

その後は別の校長にずっと「B」評価をつけられているのですが、今年新任でやってきた校長が、教育委員会・指導要領こそ絶対！と言わんばかりの上意下達の強権ぶりで、会議でしょっちゅう反論、抗議しています。それで再び「D」をつけられるのでは、との懸念もあります。「D」評価ならば、申告票未提出でも賃金の落ちようはないのでしょうか、居直っていながらやはりどこかで「評価」を意識する弱い自分を見つめ返しつつ、今後も皆さんと共に闘う所存です。共に、頑張りましょう。

「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>

堺市議会(08.3)での市教委発言

セクハラ・パワハラ校長も評価者として問題なし!?

2008年3月堺市議会では評価育成システムに関して取り上げられ、そこ中で驚くべきことが明らかになりました。昨年度、妊娠を伝えた教職員に対して校長が、「おめでとうとはよういわんな。現時点で、逆算していたら分かっていたのに、(保護者に)何でやといわれるから、子どもは4月以降がええな。今年いっぱい勤めるんなら、何月くらいに仕込んだらええな。」という発言をしました。さらに

別の妊娠している教員が仕事上の配慮を求めた時も「今の時点で動けるか動けないか分からないに、職務怠慢だ。」と発言しました。これらは女性教職員に対するセクハラであり、妊娠時を指定するような発言はパワハラそのものです。同僚教職員・組合は、この校長発言を重大な人権侵害として厳しく追及し、市教委も指導を入れざるを得ませんでした。

市議会では、このような人権侵害を行い職場の信頼関係を壊した張本人である校長が、評価育成システムの育成者・評価者として適切かどうかが問われました。何と堺市教委の答弁は、「法的には、当然勤務の評定を行うのは校長。」「教育委員会として指導しながら、校長に評価させなければならぬ」というものでした。つまりセクハラ校長が被害を受けた教職員を含めて全ての教職員の評価をおこなっても問題ないというのです。

システムによる給与反映は、職場での校長の権限を益々強め、このように問題校長の言動を助長させているのではないのでしょうか。そのほかにも堺市では、「高学年を担当しているからA」「主任だからA」「研究発表をしたからA」「病休者はC」など、極めて恣意的で不当な評価が行われています。

堺市での事例は特異なものではないと思います。大阪各地でこのような不当な事例は出てきているのではないのでしょうか。現に起こっているシステムの矛盾・問題点を暴き出し、システムの本質的な欠陥を浮き彫りにしていきましょう。
(原告 I)

I L O / U N E S C O

CEART調査団 来阪

4月26日(土)に訪日中のILO/UNESCO専門家共同委員会CEARTの調査団と新勤評反対訴訟団が会談し、訴訟団は大阪府の評価育成システムがILOの「教員の地位に関する勧告」に違反する不当な制度であることを法廷などでやりとりを踏まえて申し立てました。

調査団は、CEART委員4人が参加し、訴訟団からは冠木弁護士、事務局や原告など約25名が参加しました。またOFSETユニオンの仲間たちが全面的に訴訟団をバックアップしてくれました。この調査は日本に対しては42年ぶりのもので、そもそも調査団が入ること自体先進国では異例なことです。CEARTがいかに評価・育成システムの勧告違反を重視しているかがわかります。

会談は非常にフレンドリーな雰囲気の中で、しかし、非常に密度の濃い聞き取り調査になりました。訴訟団は3月1日に送付した申し立てに続いて、別紙で紹介する補足の申し立てを当日CEART調査団に渡し、この間の裁判の中で明らかな事実を踏まえてシステムが勧告に反することを訴えました。当初1時間の予定でしたが、調査団側から延長の要請があり30分近く延長して終わりました。調査団は今年の秋のCEARTの全体会議に報告を提出し、そこで勧告違反の決定がでると思われま

裁判日程

大阪地方裁判所

地下鉄御堂筋線・京阪電車 淀屋橋駅下車

第10回 6月30日(月) PM4:30 ~ 202号法廷

4時15分 地裁ロビー集合